

下関市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市工事執行規則の一部を改正する規則

下関市工事執行規則（平成17年規則第235号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第 1 号（第 6 条関係） （その 1） 略 第 1 条～第 7 条 略 （受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等） 第 7 条の 2 受注者は、 <u>工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）</u> が、3,000 万円（工事が建築一式工事の場合は4,500 万円）以上である場合において、次に掲げる届出の義務を履行していない <u>建設業法</u> （昭和24年法律第100号）第 2 条第 3 項に定める建設業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。 （1）～（3） 略 2・3 略	様式第 1 号（第 6 条関係） （その 1） 略 第 1 条～第 7 条 略 （受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等） 第 7 条の 2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない <u>建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）</u> を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。 （1）～（3） 略 2・3 略

第8条・第9条 略

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 略

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定による主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐等の技術者(以下「主任技術者等」という。)

(3) 略

2～5 略

第11条～第18条 略

第8条・第9条 略

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 略

(2) 建設業法第26条の規定による主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐等の技術者(以下「主任技術者等」という。)

(3) 略

2～5 略

第11条～第18条 略

(入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書(一式とされた細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。))を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。)に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合は、確認を請求することができないものとする。

2 前項の規定による請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督職員は、第1項の規定による請求を受けたとき、又は自ら入札時積

算数量書に記載された積算数量に誤びゅう又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

第19条～第48条 略
(解除に伴う措置)

第49条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、この契約の解除が第43条、第44条又は第50条第3項の規定によるときにあっては、前払金又は中間前払金の支払を受けた日の翌日から返還する日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に当該前払金又は中間前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、当

第19条～第48条 略
(解除に伴う措置)

第49条 略

2 略

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、この契約の解除が第46条、第47条又は次条第3項の規定によるときにあっては、前払金又は中間前払金の支払を受けた日の翌日から返還する日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に当該前払金又は中間前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、当該

解除が第42条、第46条又は第47条の規定によるときにあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。	該解除が第42条、第46条又は第47条の規定によるときにあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
4～7 略	4～7 略
8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は <u>次条第3項</u> の規定によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。	8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は <u>第50条第3項</u> の規定によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
9 略	9 略
第49条の2～第57条 略	第49条の2～第57条 略
備考 略	備考 略

様式第5号中	「現場代理人	住所	を		に改める。	
	主任技術者	住所				
		氏名				
	監理技術者	住所				
		氏名				
	監理技術者補佐	住所	主任技術者	氏名		
		氏名	監理技術者	氏名		
	専門技術者	住所	監理技術者補佐	氏名		
		氏名	専門技術者	氏名		
		住所				
		氏名				

様式第6号及び様式第11号中「印」を削る。

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。